

平成30年度 第1回
第17採択地区教科用図書採択地区協議会



日 時 平成30年5月1日（火）午後1時30分から

場 所 深谷市立教育研究所 3階 大会議室

平成30年度 第17採択地区教科用図書採択地区協議会委員名簿

会長 小柳 光春

職務代理者 藤 和男

市町村名	職名	氏名
深谷市	教育委員会教育長	小柳 光春
	教育委員会教育長職務代理者	橋本 幾子
	教育委員会委員	吉井 恵美子
寄居町	教育委員会教育長	藤 和男
	教育委員会教育長職務代理者	清水 幸三郎
	教育委員会委員	吉田 明美

平成30年度第17採択地区教科用図書採択地区協議会事務担当者名簿

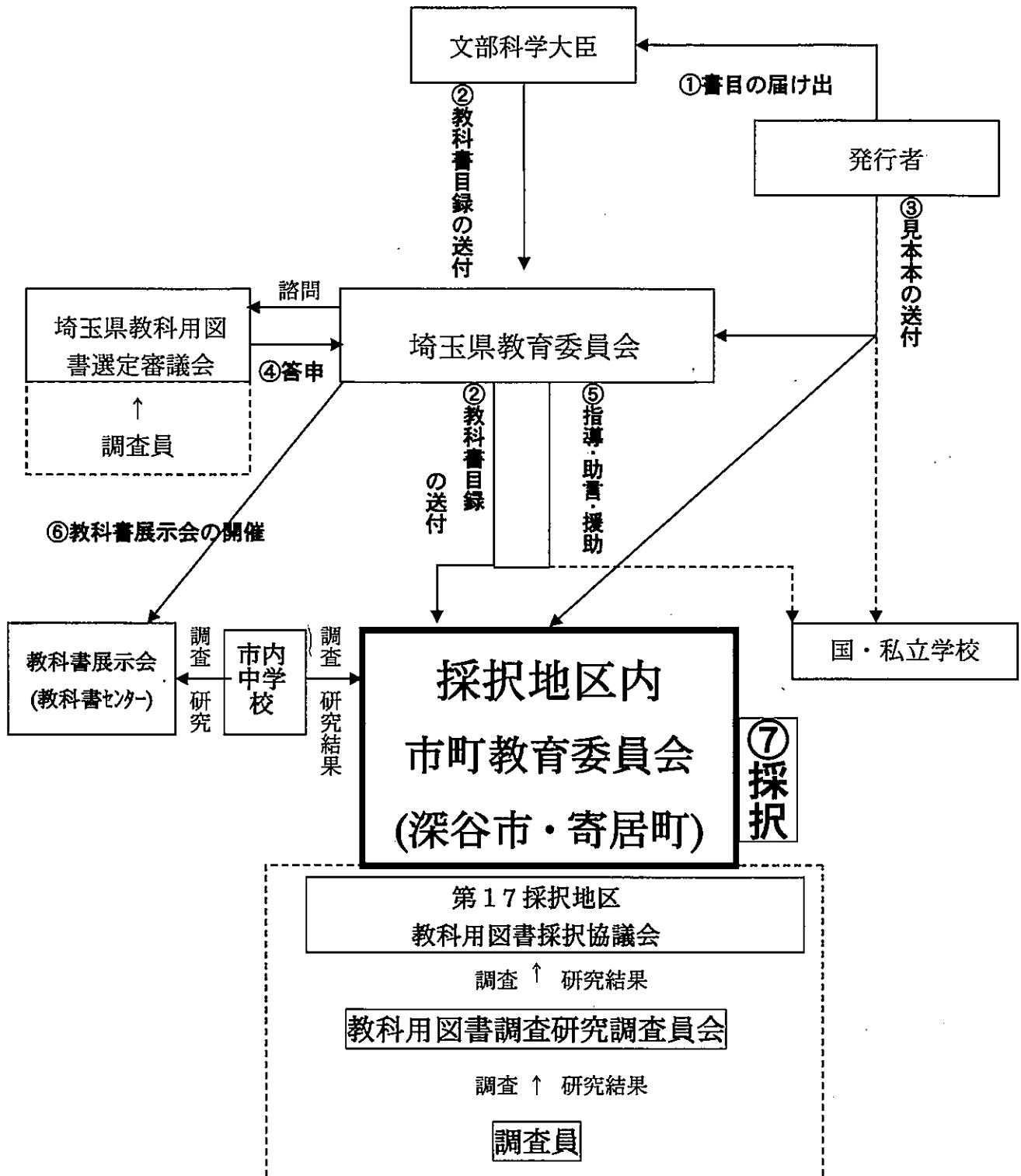
深谷市	次長兼学校教育課長兼指導主事	吉田 勇	採択事務局
深谷市	主幹兼課長補佐兼指導主事	本多 斎士	"
深谷市	課長補佐兼指導主事	雨宮 大地	"
深谷市	課長補佐兼指導主事	中井 美貴子	"
深谷市	課長補佐兼指導主事	栗原 秀人	"
寄居町	教育指導課長	富田 陽一	"
寄居町	指導主事	野口 泰明	"
寄居町	指導主事	山田 英加	"

埼玉県教科用図書採択地区

名 称	構 成 市 町 村
第 1 採択地区	さいたま市
第 2 採択地区	川口市
第 3 採択地区	草加市
第 4 採択地区	蕨市、戸田市
第 5 採択地区	朝霞市、和光市
第 6 採択地区	志木市、新座市
第 7 採択地区	鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町
第 8 採択地区	上尾市
第 9 採択地区	川越市
第 10 採択地区	富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町
第 11 採択地区	所沢市
第 12 採択地区	飯能市、狭山市、入間市、日高市
第 13 採択地区	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
第 14 採択地区	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町
第 15 採択地区	本庄市、美里町、神川町、上里町
第 16 採択地区	熊谷市
第 17 採択地区	深谷市、寄居町
第 18 採択地区	行田市
第 19 採択地区	羽生市、加須市
第 20 採択地区	春日部市、杉戸町、松伏町
第 21 採択地区	久喜市
第 22 採択地区	蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町
第 23 採択地区	越谷市
第 24 採択地区	八潮市、三郷市、吉川市

施行期日 平成30年4月1日

義務教育諸学校用教科用図書の採択の仕組み





26文科初第140号
平成26年4月16日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会

各 指 定 都 市 教 育 委 員 会

各 都 道 府 県 知 事

附属の義務教育諸学校を設置する各国立大学法人の長 殿

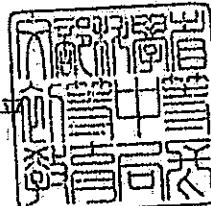
学校設置会社立の義務教育諸学校を

所轄する構造改革特別区域法第12条

第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

前川喜平



(印影印刷)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について（通知）

このたび、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第20号）が平成26年4月16日付で公布されました（別添1）。また、これに伴い、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第20号）が同日付で公布、施行されました（別添2）。

これらの法令改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいください。

また、各都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会に対し、また、各都道府県知事と連携し、域内の私立の義務教育諸学校に対し、学校設置会社立の義務教育諸学校を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、所轄する学校設置会社立の義務教育諸学校に対し、今回の法令改正の趣旨等について周知をお願いします。

なお、今回の法律改正に伴う政令の整備については追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

第一 改正の趣旨

市町村立の小学校及び中学校において使用する教科書については、都道府県教育委員会が設定する採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域（以下「共同採択地区」という。）であるときは、共同採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとする、いわゆる共同採択制度を採用している。

今回の法令改正は、義務教育諸学校の採択の制度の改善を図るため、近年、共同採択に当たって協議が難航する事例が生じていることを踏まえ、共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備を行うほか、柔軟に採択地区を設定できるようにするための採択地区の設定単位の変更、教科書の採択に関する信頼を確保するための採択結果及び理由等の公表について定めることとしたものである。

第二 改正の概要

1. 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律

（1）共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法

- ①共同採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該共同採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設けなければならないものとしたこと。（第13条第4項関係）
- ②共同採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないものとしたこと。（第13条第5項関係）

（2）採択地区の設定単位の変更

都道府県の教育委員会が設定する採択地区を、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を併せた地域から、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に改めたこと。（第12条第1項関係）

（3）採択結果及び理由等の公表

教科書を採択したときは、遅滞なく、当該教科書の種類、当該教科書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとしたこと。（第15条関係）

（4）施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行すること。ただし、（2）（3）に關

する規定は、公布日から施行すること。(附則関係)

2. 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(1) 教科書を採択したときに公表すべき事項

上記1(3)の文部科学省令で定める事項は、以下に掲げるものとしたこと。

(第7条関係)

- ①義務教育諸学校において使用する教科書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- ②市町村教育委員会及び都道府県教育委員会にあっては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(2) 施行期日

この省令は、公布日から施行すること。(附則関係)

第三 留意事項

(1) 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法関係

- ①採択地区協議会の規約は、共同採択に係る協議の方法を具体的に定めるものであり、また、共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき教科書を採択しなければならないものであるから、採択地区協議会の規約は共同採択地区内の市町村教育委員会が十分な協議を行い、定める必要があること。
- ②採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めるものとしており、この政令の整備については追ってこれを行い、別途通知する予定であること。

(2) 採択地区の設定単位の変更関係

- ①今回の改正は、共同採択制度の趣旨を変更するものではなく、都道府県教育委員会にあっては、引き続き地域の自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮し、採択地区の適正規模化に努めること。
- ②今回の改正により市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になることを踏まえ、都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会の採択地区に関する意向の把握に努めること。
- ③採択地区の設定、変更に当たっては、あらかじめ市町村教育委員会の意見を聴かなければならないものとされており、都道府県教育委員会にあっては、共同採択制度の趣旨を踏まえつつ、この意見を尊重して採択地区の設定、変更を行うこと。

(3) 採択結果及び理由等の公表関係

- ①教科書の採択に関する信頼を確保する観点から、採択結果及び理由等の公表は重要な意義があるのであり、学校種や設置主体の特性等を踏まえ、特に、小学校及び中学校を設置する地方公共団体の教育委員会にあっては、地域住民への説明責任を果たすために、積極的な公表を行うこと。
- ②今回の法令改正により公表すべき事項とされたもののほか、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表についても積極的に検討すること。
- ③教育委員会の会議の議事録の公表について、個々の委員の賛否を明らかにするかどうかなどの具体的な方法については、静ひつな採択環境を確保する観点も踏まえ、地域の実情に応じ、適切に判断すべきこと。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話 03(5253)4111 内線 2576

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「市若しくは郡」を「市町村」に、「あわせた」を「併せた」に改める。

第十三条第四項中「あわせた」を「併せた」に改め、「当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については」を削り、「協議して種目」と同一の教科用図書を採択しなければ「を「協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければ」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第二項まで及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、「種田」と同一の教科用図書を採択しなければならない。

第十五条を次のように改める。

(採択した教科用図書の種類等の公表)

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

第十六条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第十七条中「設定」の下に「採択地区協議会の組織及び運営」を加える。

附 則

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項及び第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

義務教育諸学校の教科用図書の採択の制度の改善を図るため、二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会を設けなければならぬこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一項を改正する法律 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(採択地区)	(採択地区)
第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。	第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)
(教科用図書の採択)	(教科用図書の採択)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。	4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書について、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目（同一）の教科用図書を採択しなければならない。

5| 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採

(新設)

択地区協議会における協議の結果に基づき、「種目」と同一の教科用図書を採択しなければならない。

6| 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第二百三十一号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(採択した教科用図書の種類等の公表)

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

(指定都市に関する特例)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について適用する。

5| 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第二百三十一号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

第十五条 削除

(指定都市に関する特例)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第十三条第三項及び第五項の規定は、前項の採択について適用する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに探査地区的設定、探査地区協議会の組織及び運営、探査の時期その他探査に関する必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに探査地区的設定、探査の時期その他探査に関する必要な事項は、政令で定める。

(別添2)

○文部科学省令第二十号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十五条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十六日

文部科学大臣 下村 博文

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「行ないうる」を「行い得る」に改め、同条第二項中「行ないうる」を「行い得る」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(教科用図書を採択したときに公表すべき事項)

第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- 二 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあつては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

(教科用図書を採択したときに公表すべき事項)

第七条 法第十五條の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- 二 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあつては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(新設)

第八条、第十条

(編集担当者の基準)

第十一條 令第十五条第二号の規定により専ら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行ひ得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。

(編集担当者の基準)

第十一条 令第十五条第二号の規定によりもつばら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行ないうると認められる者が五人以上置かれていることとする。

2 発行しようとする教科用図書の種目等により編集の業務の適切な遂

2 発行しようとする教科用図書の種目等により編集の業務の適切な遂

行に支障がないと認められる特別な場合は、前項の規定にかかるらず、教科用図書の編集を適切に行は得ると認められる者が前項の数を下る数量がれてくることを基準とする」とがである。

行に支障がないと認められる特別な場合は、前項の規定にかかるらず、教科用図書の編集を適切に行なうると認められる者が前項の数を下る数量がれてくることを基準とする」とがである。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

義務教育諸学校の教科書の採択の制度の改善を図るため、共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備等を行う。

概要

(1) 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備(第13条、第17条関係)

共同採択地区内の市町村教育委員会は、規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないものとする。

※採択地区協議会の組織・運営について政令で規定

(2) 採択地区の設定単位の変更(第12条関係)

都道府県教育委員会が設定する採択地区の設定単位を「市郡」から「市町村」に改める。

(3) 採択結果及び理由等の公表(第15条関係)

市町村教育委員会等が教科書を採択したときは、採択結果及び理由等を公表するよう努めるものとする。

施行期日

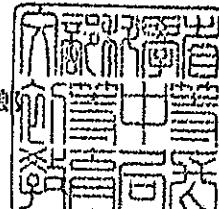
(1)は平成27年4月1日、(2)及び(3)は公布日



26文科初第597号
平成26年9月3日

各都道府県教育委員会 殿
各指定都市教育委員会

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎



(印影印刷)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第293号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第27号）が平成26年9月3日付けで公布されました（別添1，2）。

これらの法令改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいください。

また、各都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会に対し、今回の法令改正の趣旨等について周知をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

第186回国会において成立した義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第20号。以下「改正法」という。）により、新たに共同採択について採択地区協議会を設けなければならないこととされ、また、この採択地区協議会の組織及び運営については政令で定めることとされた（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」（平成26年4月16日付け26文科初第140号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「改正法施行通知」という。）参照）。今回の政令改正は、この政令の定めとして、採択地区協議会の組織及び運営について定めるものである。

また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第15条においては、市町村教育委員会等が教科書を採択したときは、採択結果、理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとしている。この文部科学省令の定めとして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「省令」という。）第7条において、教科書を採択したときに公表すべき事項を定めている（改正法施行通知参照）。

この公表すべき事項の一つとして、教育委員会の会議の議事録について定めている。ここで、教育委員会の会議の議事録については、第186回国会において成立した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「地教行法改正法」という。）により、新たに作成・公表の努力義務が課されることとなった（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成26年7月17日付け26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「地教行法改正法施行通知」という。）参照）。これに伴い、現行の省令における教育委員会の会議の議事録に係る規定は意味を失うことから、削除する。

また、改正法により、新たに共同採択について採択地区協議会を設けなければならないとされたことに伴い、教科書を採択したときに公表すべき事項として、新たに採択地区協議会の会議の議事録について定める。

第2 改正の概要

1. 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

（1）採択地区協議会の組織及び運営

- ①採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもって組織するものとしたこと。（第11条第1項関係）
- ②採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定めるものとしたこと。（第11条第2項関係）
- ③会長は、会務を総理するものとしたこと。（第11条第3項関係）
- ④会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するものとしたこと。（第11条第4項関係）
- ⑤①から④までに定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、採択地区協議会の規約で定めるものとしたこと。（第11条第5項関係）

(2) 採択地区協議会の規約事項

採択地区協議会の規約には、以下の事項を定めなければならないものとしたこと。(第12条関係)

- ①採択地区協議会の名称
- ②採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
- ③採択地区協議会の組織
- ④教科用図書の選定の方法
- ⑤採択地区協議会の経費の支弁の方法

(3) 採択地区協議会の規約の変更

採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならないものとしたこと。(第13条関係)

(4) 施行期日

この政令は、平成27年4月1日から施行すること。(附則関係)

2. 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(1) 教科書を採択したときに公表すべき事項

教科書を採択したときに公表すべき事項として定められていた

- ・ 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあっては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録を削除し、新たに
- ・ 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあっては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録を規定したこと。(第7条第2号関係)

(2) 施行期日

この省令は、平成27年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(3) 経過措置

地教行法改正法附則第2条第1項の旧教育長に関する経過措置の適用を受ける場合においては、改正前の第7条第2号の規定は、なおその効力を有すること。(附則第2項関係)

第3 留意事項

(1) 採択地区協議会の組織及び運営関係

- ①共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき教科書を採択しなければならないものであるから、採択地区協議会の委員は、教育委員会の代表者となる教育長を含めることとするなど、それぞれの市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう、選任する必要があること。
- ②静ひつな採択環境を確保する観点から、守秘義務を課されていない者を採択地区協議会の委員に含める場合においては、あらかじめ採択地区協議会における協議の内容に関する守秘義務を明確にしておくことが望ましいこと。

(2) 採択地区協議会の規約事項関係

- ①教科用図書の選定の方法については、共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないことを踏まえ、種目ごとに一種類の教科書を選定するための具体的な手続を定めておく必要があること。
- ②採択地区協議会の規約の作成に当たっては、添付の採択地区協議会の規約の例（別添3）を参考にされたいこと。なお、この例は、文部科学省においてあくまで一例として作成したものであり、各地域の実情に応じ、様々な採択地区協議会の規約の工夫が考えられること。
- ③各都道府県教育委員会にあっては、域内の共同採択地区において適切な採択地区協議会の規約が定められるよう、各市町村教育委員会に対する適切な指導・助言・援助に当たっていただきたいこと。

(3) 教科書を採択したときに公表すべき事項関係

- ①今回の省令改正による教育委員会の会議の議事録に係る規定の削除は、地教行法改正法の施行に伴う条文の整理であり、今後は、地教行法改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第9項に基づき、教育委員会の会議の議事録の作成・公表の努力義務が課せられること（地教行法改正法施行通知参照）。
- ②開かれた採択を推進する観点から、採択地区協議会の会議の議事録を作成しておくことが望ましいこと。
- ③採択地区協議会の会議の議事録の公表について、個々の委員の賛否を明らかにするかどうかなどの具体的な方法については、静ひつな採択環境を確保する観点も踏まえ、地域の実情に応じ、適切に判断すべきこと。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

政令第二百九十三号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十号）の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第一百八十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（採択地区協議会の組織及び運営）

第十二条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。

第十二条を次のように改める。

(採択地区協議会の規約事項)

第十二条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 採択地区協議会の名称

二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会

三 採択地区協議会の組織

四 教科用図書の選定の方法

五 採択地区協議会の経費の支弁の方法

第十六条を第十七条とする。

第十五条第一号中「一千万円」を「千萬円」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(採択地区協議会の規約の変更)

第十三条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める等の必要があるからである。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(削除)

第七条～第十条 (略)

第七条 削除

第八条～第十一条 (略)

(新設)

(採択地区協議会の組織及び運営)

- 第十一条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。
- 2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。

(採択地区協議会の規約事項)

(採択地区の設定の特例)

第十一條 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

（略）

第十二条 郡の区域のうち支庁の所管区域たゞいでは、これを郡の区域とみなして、法第十一條第一項の規定を適用する。

- 一 採択地区協議会の名称
- 二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
- 三 採択地区協議会の組織
- 四 教科用図書の選定の方法
- 五 採択地区協議会の経費の支弁の方法

（採択地区協議会の規約の変更）

第十三条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

（新設）

（採択の時期）

第十四条 （略）

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

（採択の時期）

第十五条 （略）

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

（発行者の指定の要件）

第十六条 法第十八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

（発行者の指定の要件）

第十五条 法第十八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 会社にあつては資本金の額又は出資の総額が一千円以上、会社以外の者にあつては文部科学省令で定める資産の額が一千円を超えない範囲内において文部科学省令で定める額以上であること。

二四 (略)

第十七条 (略)

一 会社にあつては資本金の額又は出資の総額が一千円以上、会社以外の者にあつては文部科学省令で定める資産の額が一千円を超えない範囲内において文部科学省令で定める額以上であること。

二四 (略)

第十六条 (略)

○文部科学省令第二十七号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十三号）の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十五条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三日

文部科学大臣 下村 博文

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第七条第二号を次のように改める。

二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、採択地区協議会の会議の議事録を作成した

ときは、その議事録

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則

第二条第一項の場合においては、この省令による改正前の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第七条第二号の規定は、なおその効力を有する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（同一教科用図書の採択の特例）

第六条 法第十四条の規定により種目」と同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一～二 （略）

（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）

第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- 二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

（同一教科用図書の採択の特例）

第六条 法第十四条の規定により種目」と同一の教科用図書を採択する期間についての令第十四第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一～三 （略）

（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）

第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- 二 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあつては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

○○採択地区協議会規約（例）

第一章 総 則

（目的）

第一条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、○○採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

（名称）

第二条 協議会は、○○採択地区協議会という。

（協議会を設ける市（町村）の教育委員会）

第三条 協議会は、次に掲げる市（町村）の教育委員会（以下「関係市（町村）教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 甲市（町村）教育委員会
- 二 乙市（町村）教育委員会
- 三 丙市（町村）教育委員会

第二章 組 織

（組織）

第四条 協議会は、委員○人をもって組織する。

（委員）

第五条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市（町村）教育委員会の教育長
 - 二 関係市（町村）教育委員会がそれぞれ指名する関係市（町村）教育委員会の委員それぞれ1名
 - 三 関係市（町村）教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第六条 会長は、関係市（町村）教育委員会が協議して定めた市（町村）の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

- 2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における

後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第七条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

第三章 会 議

(会議の招集)

第九条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第十条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市（町村）教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第十二条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び〇〇（都道府）県教育委員会が作成した選定資料を参照し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決す

る。

(選定した教科用図書の通知)

第十二条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市（町村）教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 調査員

第十三条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

- 2 調査員は、協議会が種目ごとに3人委嘱する。
- 3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

第五章 議事録及び資料の公表

第十四条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市（町村）教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第十五条 協議会に要する費用は、各関係市（町村）の協議により決定した額について、関係市（町村）が負担する。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

第17採択地区教科用図書採択地区協議会規約

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、第17採択地区内の市町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、第17採択地区教科用図書採択地区協議会という。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 深谷市教育委員会
- (2) 寄居町教育委員会

(組織)

第4条 協議会は、委員6人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長
- (2) 関係市町教育委員会の委員それぞれ2名

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、関係市町教育委員会の教育長のうちから、関係市町教育委員会が協議により定めた者をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理させるために、会長が所属する教育委員会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、関係市町教育委員会の協議会事務担当者をもって充てる。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書は、第13条第3項の規定による報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定のための資料を参照し、協議会の会議において協議し、各委員が選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得たものを選定する。ただし、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書がない種目については、投票を行わず、教科用図書を選定することができる。

2 前項の規定により投票を行った場合において、投票を得た教科用図書が2種類のみで、かつ、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

- 3 第1項の規定により投票を行った場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないとき（前項の場合を除く。）は、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について再度投票を行う。ただし、再度投票を行うべき2種類の教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。
- 3 前項の規定により再度投票を行ったときは、多数の投票を得た教科用図書を選定する。ただし、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

（選定した教科用図書の通知）

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

（調査員）

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

- 2 協議会は、種目ごとに4人（中学社会にあっては5人）の調査員を委嘱する。
- 3 調査員は、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果をとりまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書がない種目については、調査員を置かず、前回の教科用図書の選定時に調査員が作成した資料を事務局が協議会の会議に報告することで、前項に規定する報告に代えることができる。

（議事録及び資料の公表）

第14条 関係市町教育委員会は、教科用図書を採択した後、遅滞なく、協議会の会議の議事録及び前条第3項に規定する資料を公表する。

（経費の支弁の方法）

第15条 協議会に要する費用は、関係市町の協議により決定した額について、関係市町が負担する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

教義指第199号
平成30年4月26日

各市町村教育委員会教育長
各私立小・中・特別支援学校長
埼玉大学教育学部附属小・中・特別支援学校長
各教育事務所長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準等について
(通知)

標記の件について、別紙のとおり通知します。

教科用図書の採択事務に当たっては、「市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準」を教科用図書採択の指針として活用願います。

さらに、「市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項」も確認の上、活用願います。

また、近年、教科用図書及びその採択に対する県民の関心が高まっていることから、特に、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択の法律上の権限や責任を踏まえ、教科用図書の調査研究を十分に行うとともに、地域の子供たちの実態や学校の状況を把握するなど、関係者が引き続き、慎重かつ十分な協議を重ね採択願います。

担当 市町村支援部
義務教育指導課 教科書担当
電話 048-830-6746
メール a6750-02@pref.saitama.lg.jp

市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準

この採択基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択するに当たって、全般的に準拠すべき基本的な態度や教科用図書の調査研究の観点を述べたもので、市町村教育委員会等がそれぞれの児童生徒、学校、地域の実態等の諸条件を考慮の上、教科用図書を採択するときの一般的な指針となるものである。

なお、この採択基準は、採択地区が2以上の市町村を併せた地域で設置する採択地区協議会において教科用図書を選定するときの一般的な指針ともなるものである。

1 基本的な態度

- (1) 市町村教育委員会等は、教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領の内容を踏まえ、教科用図書を採択する。
- (2) 市町村教育委員会等は、教科の主たる教材として、小学校・中学校・特別支援学校における全ての児童生徒にとって教育的効果がより期待でき、児童生徒、学校、地域の実態に即した教科用図書を採択する。
- (3) 市町村教育委員会等は、「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】の周知徹底について（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）等を踏まえ、教科書採択の公正性・透明性を高めるようにする。
- (4) 市町村教育委員会等は、教科用図書の採択に当たり、下記2に示す「調査研究の観点」を参考に、種目ごとに調査研究の観点を定め、教科書見本が送付され次第、教科用図書の十分な調査研究を行う。その際、同一の採択地区を構成しない市町村であっても、教科用図書の調査研究を合同で行うことは差し支えない。
- (5) 2以上の市町村で構成する採択地区協議会は、上記の(1)～(4)について、「市町村教育委員会等」を「採択地区協議会」、「採択」を「選定」と読み替えることとする。

2 調査研究の観点

- (1) 組織・配列・分量について
学習指導を進める上で、内容の組織・配列・分量が効果的であること。
- (2) 内容について
 - ア 各教科
 - (ア) 基礎的・基本的な知識・技能を習得させる効果的な工夫がなされていること。
 - (イ) 思考力、判断力、表現力等を育成する効果的な工夫がなされていること。
 - (ウ) 主体的に学習に取り組む態度を養う効果的な工夫がなされていること。
 - イ 特別の教科 道徳
 - (ア) 現代的な課題などの題材を教材として取り上げる上での効果的な工夫がなされていること。
 - (イ) 発達の段階に即しつつ、深く考えさせ、ねらいを達成するための効果的な工夫がなされていること。
 - (ウ) 「考え、議論する道徳」を通して道徳性を育成する効果的な工夫がなされていること。
- (3) 学習指導要領の教科の目標を達成するための工夫について
学習指導要領の教科の目標を達成するための効果的な工夫がなされていること。
- (4) 資料について
地図・挿絵・写真・図表・数表・索引等が必要に応じて用意され、児童生徒に理解しやすいものであること。
- (5) 表記・表現について
 - ア 記号・用語・単位等が、児童生徒に理解しやすいものであること。
 - イ 表現が明確で、児童生徒に理解しやすいものであること。

市町村教育委員会等が教科用図書を採択する際の留意事項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項に基づき、市町村教育委員会等が行う義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、採択権者の判断と責任のもと、公正かつ適正に行わなければならない。その際、「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】の周知徹底について（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）等を踏まえるとともに、下記の事項に留意することとする。

記

- 1 教科書発行者と関係がある者については、【ガイドライン】「（2）教科書発行者との関係」を踏まえ、教科書採択事務から確実に外すこと。
- 2 市町村教育委員会に選定委員会等を設置する場合、保護者の参画を促進すること。
- 3 選定委員会等を設置する場合には、その任務が十分に果たされるようにするため、教科用図書の調査研究を行う専門員等を置くことができる。なお、複数の採択地区において、調査研究を共同で行うことも可能である。その際、専門員等の人数は、十分な調査研究を確保することができるようすること。
- 4 選定委員会等は、教科用図書の選定に当たり、学校において教科用図書についての調査研究を行わせること。また、調査研究において、より広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえることに努めること。
- 5 教科用図書の採択は、全ての教科用図書の調査研究を行った上で実施すること。
- 6 現行学習指導要領に基づく小学校各教科の採択に当たっては、教科書の検定申請が行われなかつたことから、文部科学省通知（平成30年3月30日付け教科書課長通知）に基づき、これまで使用したまでの成果等を踏まえつつ、平成26年度採択における調査資料を利用するなどの工夫をすること。
- 7 専門員等が作成する資料においてそれぞれの教科用図書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定については十分な審議を行い、必ず上位の教科用図書の中から採択することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう当該評定に拘束力があるかのような取扱いはしないこと。
- 8 教職員の投票によって採択教科用図書が決定されるなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。
- 9 「静ひつな環境の確保」と「会議の公開・議事録の公表」は両立できることであり、ガイドラインを踏まえ、より一層教科書採択の公正性・透明性を高めること。
- 10 様々な働き掛けにより円滑な採択事務に支障を来たすような事態が生じた場合や違法な働き掛けがあった場合には、警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応を取ることなどにより、採択の公正確保について万全を期すこと。
- 11 教科書発行者の宣伝行為についてその実態を把握し、事前に適切な対策を講ずるなど、採択の公正確保の一層の徹底に努めること。
- 12 採択結果・理由、教科用図書の調査研究のために作成した資料、教育委員会の会議の議事録など、採択に関する情報の積極的な公表に努めること。
- 13 国立・私立の義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、上記「1、5～12」に準ずる。

第17採択地区教科用図書採択地区協議会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、第17採択地区教科用図書採択地区協議会規約第10条第3項の規定に基づき、第17採択地区教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査員)

第2条 調査員は、第17採択地区内の学校の校長、教頭、主幹教諭又は教諭を充て、教科（書写を含む。）ごとに原則として4人とする。（中学社会にあっては5人。）

2 調査員の選任に当たっては、適任者を得られるように努めるとともに、公正さを確保する観点から十分慎重を期する。

3 調査員は、埼玉県教育委員会から示された教科用図書選定のための資料等に基づき研究し、研究結果を報告する。

(学校における研究結果の聴取)

第3条 協議会は、関係市町教育委員会の教育長を経て、学校における教科用図書研究の結果についての報告を参考資料として求めるものとする。

(保護者等の意見の聴取)

第4条 協議会は、保護者等の意見を聴取することができる。

(協議会の公開)

第5条 協議会は公開とする。ただし、会長または委員の発議により、出席委員の過半数以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

附 則

この要項は、平成27年4月27日から施行する。

平成30年度 第17採択地区教科用図書採択地区協議会予算（案）

1 収 入

科 目	予 算 額 (円)	摘 要
1 分担金	4,000	・2市町教育委員会分担金
2 補助金	10,000	・大里地区教育委員会連合会より補助金
合 計	14,000	

2 歳 出

科 目	予 算 額 (円)	摘 要
(1)会議費	10,000	・調査員会(事務用品ほか)
(2)需用費	3,000	・印刷代 等
(3)予備費	1,000	・その他
合 計	14,000	

※ 市町村分担金

	均等負担金 (円) 一律
深谷市	2,000
寄居町	2,000
合計	4,000

平成30年度 第17採択地区教科用図書採択に関する日程（案）

期 日	県教育局	期 日	採択協議会事務局	期 日	市町教育委員会
4月1日以降	県調査員委嘱		※基準に基づき、要項作成		規約作成
4月3日以降 無償給与事務 説明会後		4月2日 以降	・調査員調整案検討 採択協議会事務開始 ・第1回協議会派遣等 ・担当者会議 日程調整等	4月2日 以降	調査員(研究員)についての 方針決定 調査員内諾事務開始 (教委→校長→本人) 調査員会議日程・場所の確保 調査員内諾確認終了
4月18日	選定審議会①				
4月23日	採択担当者会議				
4月26日	県教育委員会 採択基準等通知 の送付				
		5月1日 深谷市立 教育研究所 13:30~	第1回採択協議会 ・要項決定　・予算決定 ・調査員決定 ・採択事務日程等決定 ・その他		
5月30日	選定審議会② 教科書見本送付 予定				調査員会委嘱式文書発送 調査員会の場所確保 教科書展示会準備 調査員調査資料作成 (7月上旬提出)
		6月	調査員委嘱式及び 第1回調査員会議 ・調査員長委嘱 ・調査研究方法について ・研究結果報告方法 ・見本本受け取り ・誓約書提出 ・調査員委嘱　・調査研究		・第2回協議会派遣文書等送付
6月14日	県教育委員会 調査資料発出				
6月15日～ (14日間)	法定期間 教科書展示等	6月15日 ～ 6月28日	教科書展示会 (深谷市立教育研究所) ※ 保護者等意見聴取		教科書展示会
					勉強会
7月26日	県教育委員会				
7月			保護者等意見回収		学校研究結果集計
		8月	第2回採択協議会 ・使用教科書についての協議、 選定		
8月31日	教科書採択の最 終期限		各教育委員会報告まとめ ・採択結果等 ・県へ報告	8月	教育委員会 ・教科書採択
9月	文科省報告				

教義指第53号
平成30年4月6日

各市町村教育委員会教育長
県立伊奈学園中学校長
各 教 育 事 務 所 長

}様

埼玉県教育委員会教育長

教科書採択に係るガイドラインとリーフレットの周知徹底と活用について（通知）

平成30年度においては、中学校道徳科の教科書採択や現行の学習指導要領に基づく小学校各教科の教科書採択が行われます。

今年度の教科書採択事務に当たり、平成30年4月6日付け教義指第52号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」を通知したところです。

埼玉県では平成28年度、教科書採択の公正性・透明性を高める観点から、教科書採択に係るガイドラインを策定しました。また、その周知徹底のため、リーフレットを作成し、その活用をお願いしたところです。

については、今年度の教科書採択の公正性・透明性を高めるために、市町村教育委員会、市町村教育委員会事務局職員及び教職員一人一人が、ガイドラインとリーフレットの内容を踏まえて行動するように、改めて、その周知徹底と活用をお願いします。

併せて、各教育事務所においては管内の市町村教育委員会教育長宛てに、市町村教育委員会においては、管下の学校長宛てに関係文書を送付願います。

【改めて送付する文書】

(1) 平成28年10月21日付け教義指第682号

「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」の写

(2) 平成28年10月21日付け教義指第683号

「教科書リーフレット『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために』の活用について（通知）」の写

※ なお、リーフレット中では県の採択地区数を23としていますが、平成30年4月1日付で24地区となっております。

担当 市町村支援部
義務教育指導課 教科書担当
(048-830-6746)



教義指第682号

平成28年10月21日

各市町村教育委員会教育長
県立伊奈学園中学校長
各教育事務所長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために
【ガイドライン】の周知徹底について（通知）

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業等における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものです。

子供たちの学力向上には、教員の指導力向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠です。また、教員は教科書研究を通じて授業の質を高めることも重要であり、教科書づくりに教員が参画することは有意義なことです。そして、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても、適正に行われる必要があります。

今後、教員が教科書に積極的に関わるとともに、教科書採択の公正性・透明性を高めるため、留意すべき点を「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】」としてまとめました。

については、周知徹底とともに、市町村教育委員会、市町村教育委員会事務局職員及び教職員一人一人がその内容を踏まえて行動するようお願いします。

なお、各教育事務所においては管内の市町村教育委員会へ、市町村教育委員会においては、管下の学校へ関係文書を送付願います。

担当 埼玉県教育局市町村支援部
義務教育指導課 教科書担当
TEL 048-830-6746
E-mail a6750-02@pref.saitama.lg.jp

質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために 【 ガイドライン 】

(1) 質の高い教科書づくり

大前提として、子供たちの学力向上には、教員の指導力の向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠である。そのためには、日々の授業実践を通じて、教科書を前にした実際の子供たちの反応を見て知っている教員の教科書に対する意見を、教科書等の著作・編集等を通じて積極的に教科書発行者に伝えることが大切である。

また、教科書研究を通じて授業の質を高めることも大切であり、教科書発行者と関わること自体を良くないことと捉え、教科書研究が疎かになる事態は避けなければならない。

① 教員等の意見の反映

- ・ 質の高い教科書の実現のために、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を積極的に伝える。

② 教科書づくりへの評価

- ・ 市町村教育委員会等は、教科書づくりに関与する教員等を積極的に評価する。

(2) 教科書発行者との関係

教科書採択の公正性・透明性の確保には、教科書発行者との関係において、どうすべきなのかを明確にする必要がある。

① 教職員について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、服務規程等に定められた手続きを行う。

この場合、学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供應を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、学校における調査研究を含め、採択に関わる事務に関与できる。

② 教育委員会について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、服務規程等に定められた手続きを行う。

この場合、採択権者（教育長、教育委員等）も関わった種目の採択には関与しない。

また、指導主事等は採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供應を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、採択に関わる事務に関与できる。

(3) 会議の公開・議事録の公表

法令を踏まえ、採択の過程を積極的に公開・公表し、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせないようにしていくことが求められる。

① 会議の公開

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の会議
- ・ 単独採択地区における選定委員会の会議
- ・ 採択に係る教育委員会の会議

② 議事録の公表

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の議事録（無償措置法による努力義務規定）
- ・ 単独採択地区における選定委員会の議事録
- ・ 採択に係る教育委員会の議事録（地教行法による努力義務規定）

(4) その他

① 採択のために作成した資料の扱い

- ・ 調査員が作成した資料等の扱いについて、あくまでも参考であることを明示する。
- ・ 調査員が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める。

② 不公正な行為への対応

- ・ 教科書発行者による不適切な行為や公正取引委員会の警告も勘案して、教科書を採択する。
- ・ 今後の採択において、不公正な行為があった場合には、採択のやり直しを検討する。また、不公正な行為のあった者（採択権者、調査員を含む。）については、次回の採択に関わる事務に関与できない。

③ 教育委員会が主体的に採択できる体制の整備

- ・ 勉強会を実施する。

質の高い教科書の実現と 教科書採択の公正性・透明性を高めるために

機会・期間を問わず、一切の金品の授受を受け取らない。一切の供託を受けない。

著作・編集

- ▶ 教科書等の執筆 ⇒ 服務上の手続
⇒ 教育委員会等による積極的な評価
- ▶ 教科書発行者による意見聴取等 ⇒ 金品受取不可
- ▶ 教員等の意見の反映 ⇒ 質の高い教科書づくりには不可欠

検定

- ▶ 教科書発行者との接触 ⇒ 一切禁止

採

- ▶ 教科書発行者との接触 ⇒ 一切禁止
- ▶ 教科書発行者と関わりを持った者 ⇒ 採択への関与禁止
- ▷ 調査資料の扱い ⇒ 採択権者の判断に資する「参考」資料
- ▷ 教育委員による主体的な採択 ⇒ 勉強会の実施
- ▷ 教科書発行者による過度な宣伝行為等 ⇒ 採択時に勘案
- ▷ 採択に関する会議・議事録 ⇒ 積極的な公開・公表

択

(凡例) 「▶」…教科書発行者との関わり、「▷」…採択までのプロセス



教義指第683号
平成28年10月21日

各市町村教育委員会教育長
県立伊奈学園中学校長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
埼玉県市町村教育委員会連合会長
(公印省略)

教科書リーフレット「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性
を高めるために」の活用について（通知）

標記の件について、別紙のとおり通知します。

平成28年10月21日付け教義指第682号にて「質の高い教科書の実現と教科書採択の
公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】」の周知徹底をお願いしたところですが、その
理解を深めるために、教科書リーフレット（教員向け、教育委員会向け）を作成しました。

については、様々な機会を捉え、ガイドラインとともにリーフレットを活用し、市町村教育委員会、市町村教育委員会事務局職員及び教職員一人一人が、教科書制度の理解を深め、その内
容を踏まえて行動するようお願いします。

なお、各教育事務所においては管内の市町村教育委員会へ、市町村教育委員会においては、
管下の学校へ関係文書を送付願います。

また、各学校においては、ガイドラインとともにリーフレットを、教職員一人一人に配布願
います。

担当 埼玉県教育局市町村支援部
義務教育指導課 教科書担当
TEL 048-830-6746
E-mail a6750-02@pref.saitama.lg.jp



教科書リーフレット

質の高い教科書の実現と 教科書採択の公正性・透明性を高めるために (教育委員会向け)

- 教科書は、全ての子供たちが学校の授業等における学習活動で用いる主たる教材であり、極めて公共性の高いものです。
- そのため、その著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても、公正性・透明性の確保が求められます。中でも、採択は、各採択権者がその権限と責任のもと、実際に子供たちが用いる教科書を選択する重要な行為です。
- 教科書採択は、綿密な調査研究を踏まえた上で、採択権者の権限と責任のもと、公正かつ適正に、主体的に行われることが求められます。さらに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすことも重要となります。
- 一方、子供たちの学力の向上のためには、教員の優れた指導力とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠です。そのため、日々の授業実践を通じて、教科書を使って学習する子供たちの反応を見て知っている教員が、教科書発行者に、教科書に対する意見を積極的に伝えることは有意義なことです。
- また、教育委員会として、教科書づくりに関与する教員を積極的に評価することは、質の高い教科書の実現のためには必要なことです。
- 今後の教科書採択の公正性・透明性を高めるため、全ての教育委員・教育長、教育委員会事務局職員が教科書について改めて理解を深めるとともに、気をつけたいことをまとめましたので、次のページのチェックリストで確認をお願いします。

平成28年10月

埼玉県教育委員会

埼玉県市町村教育委員会連合会

**【教育委員会編】質の高い教科書の実現と
教科書採択の公正性・透明性を高めるために**

	内 容	自己チェック
1	市町村内の教員が教科書発行者と関わることは良くないことなので、関わるべきでない。	
2	教科書の執筆にかなりの時間を割いたが、金銭は一切もらっていない。この教科書は、人生をかけて作り上げたもので、是非多くの学校で使ってほしい。そのことを他の教育委員に伝えたいきたい。	
3	どの教科書を採択するかは、一人一人の教育委員が自分で勉強すればよいので、教育委員会事務局による勉強会に参加すべきでない。	
4	教育委員会室に備え置かれている教科書見本は、適時閲覧していたが、数が多いため全てを見ることはできなかった。採択に当たり、調査員が作成した資料を見ると、A社がよいという意見があったので、A社を採択した。	
5	調査員の選任に当たり、教科書発行者との関係を調べる手立てとしては、著作編修関係者名簿を確認すれば十分だ。	
6	市教育委員会の指導主事になる前の教諭のときに、教科書の執筆に関わった。勤務する市教育委員会は採択地区協議会の事務局でないので、市教育委員会の採択に関わる事務を担当した。	

※ この他にも教科書発行者との関係について、留意すべき場合がありますので、詳細は「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（平成28年4月4日付け教義指第1号）や「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）で確認してください。

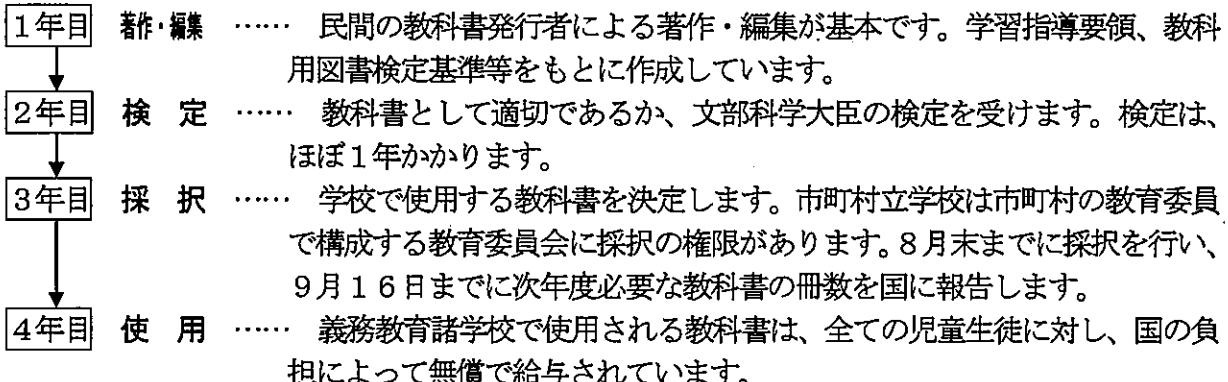
質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために

機会・期間を問わず、一切の金品・歳暮を受け取らない。一切の供應を受けない。

内 容		解 説
1 市町村内の教員が教科書発行者と関わることは良くないことなので、関わるべきでない。	X	<p>大前提として、子供たちの学力の向上のためには、教員の優れた指導力とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠です。そのため、日々の授業実践を通じて、教科書を使って学習する子供たちの反応を見て知っている教員が、教科書発行者に、教科書に対する意見を、教科書等の著作・編集等を通じて積極的に伝えることは有意義なことです。</p> <p>併せて、市町村教育委員会は、教科書づくりに関与する教員を積極的に評価していきましょう。</p> <p>なお、埼玉県では、検定期間と採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たないこととしています。時期に注意するようしてください。</p>
2 教科書の執筆にかなりの時間を割いたが、金銭は一切もらっていない。この教科書は、人生をかけて作り上げたもので、是非多くの学校で使ってほしい。そのことを他の教育委員に伝えたい。	X	<p>たとえ金品を一切受け取っていなくても、教科書の著作・編集に関わった場合は、特定の教科書発行者と関係を有するため、当該者は、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与できません。また、指導主事等は採択に関わる事務には一切関与できません。</p> <p>また、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省は教科書発行者に対して、採択に影響力を及ぼし得る者を宣伝活動に関わらせないように指導しています。</p> <p>教科書採択はその内容の優劣で行われるべきものであり、当該者が宣伝行為を行うことは慎まなければなりません。</p> <p>※ 「教科書の採択の公正確保について(通知)」(平成28年4月27日付け28文科初第200号)</p>
3 どの教科書を採択するかは、一人一人の教育委員が自分で勉強すればよいので、教育委員会事務局による勉強会に参加すべきでない。	X	<p>一人一人の教育委員が膨大な時間をかけて教科書研究を行うことは、教育委員会がその権限と責任のもと、主体的に採択を行うために必要なことです。これを担保する体制の整備という観点から、勉強会の実施があります。</p> <p>教科書を研究する中で、各教科についてより専門的知識のある指導主事等から説明を受けることは、有意義なことです。このことも参考にしながら教科書研究を進めることは、より主体的な採択へつながっていきます。</p>
4 教育委員会室に備え置かれている教科書見本は、適時閲覧していたが、数が多いため全て見ることはできなかった。採択に当たり、調査員が作成した資料を見ると、A社がよいという意見があったので、A社を採択した。	X	<p>教科書の採択を適切に行うためには、教科書の内容を採択権者が十分に調査研究し、それぞれの地域に適した教科書を選ぶことが必要です。そのため、教育委員に提供される教科書見本は十分に活用しなければなりません。</p> <p>また、調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないようにしなければなりません。</p> <p>調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するためのものであり、あくまでも参考です。</p>
5 調査員の選任に当たり、教科書発行者との関係を調べる手立てとしては、著作編修関係者名簿を確認すれば十分だ。	X	<p>調査員の選任に当たっては、著作編修関係者名簿を確認することは大切なことですが、それとともに、各教育委員会の関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることが必要です。</p>
6 市教育委員会の指導主事になる前の教諭の時に、教科書の執筆に関わった。勤務する市教育委員会は採択地区協議会の事務局ないので、市教育委員会の採択に関わる事務を担当した。	X	<p>たとえ指導主事になる前のことであっても、著作・編集に関わった教科書が採択対象であれば、採択に関わる事務には一切関与できません。</p> <p>また、採択地区協議会の事務局でなくとも、採択の権限は各教育委員会にありますので、採択に関わる事務には一切関与できません。</p>

“これだけは押さえておきたい” 教科書制度の概要

○ 教科書が使用されるまでの基本的な流れ（市町村立学校の場合）



○ 採択の方法（市町村立学校の場合）

県が採択地区を設定（23地区）しています。なお、義務教育諸学校においては、通常4年間同一の教科書を採択します。

（1）単独採択地区

1つの市で地区を構成しています。市教育委員会で教科書を採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

（2）共同採択地区

2つ以上の市町村で構成しています。地区内の市町村教育委員会で構成される採択地区協議会において協議をして同一の教科書を選定し、その後、各市町村教育委員会で採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

○ 教科書センター・教科書展示会

県は、教員等の教科書の調査・研究や、保護者・県民の教科書への理解支援のために教科書センターを県内26か所に常設し、教科書の見本本を置いています。また、毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています。

○ 教科書の検定・採択の周期（予定）

年度		H28	H29	H30	H31	H32
小学校	現行 学習指導要領	教科 著作・編集			使用開始	
	道徳					
	次期 学習指導要領	教科 (道徳含む)		著作・編集		使用開始
	現行 学習指導要領	教科	使用開始	著作・編集		使用開始
中学校	道徳	著作・編集			使用開始	
	次期 学習指導要領	教科 (道徳含む)		著作・編集		
	現行 学習指導要領					

○ 教科書制度について理解を深めるために

- 文部科学省「教科書」HP [教科書 文部科学省](#) を検索
- 埼玉県教育委員会「教科書に関する資料」HP [教科書 埼玉県教育委員会](#) を検索

教義指第52号
平成30年4月6日

各市町村教育委員会教育長
埼玉大学教育学部附属小・中・特別支援学校長
県立伊奈学園中学校長
各教育事務所長

}様

埼玉県教育委員会教育長

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

標記の件について、下記のとおり通知がありました。

については、関係文書を送付しますので、市町村教育委員会及び国立学校を含む全ての学校、教員等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、平成30年度を含めて今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

併せて、各教育事務所においては管内の市町村教育委員会教育長宛てに、市町村教育委員会においては管下の学校長宛てに、関係文書を送付願います。

記

- 1 平成30年3月30日付け29文科初第1807号
「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」の写【局長通知】
- 2 平成30年3月30日付け29文科初第1808号
「教科書採択における公正確保について（通知）」の写【発行者宛て通知】
- 4 平成30年3月30日付け29初教科第47号
「平成31年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」の写【課長通知】

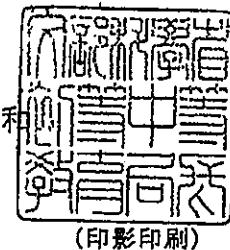
担当 市町村支援部義務教育指導課 教科書担当
(048-830-6746)



29文科初第1807号
平成30年3月30日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

しかしながら、近年、採択関係者に対し、従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が、多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかとなりました。

その結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったところです。

これらの一連の問題の反省に立った上で、教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。

このため、平成29年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、平成30年度を含めて今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

記

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。）第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不適当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）の「第一2. 留意事項」を参照すること。）

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

○ このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体的な審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成29年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち従来より公開の対象としている教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」、「職業・勤務先」、「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報に

については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(2) 教科書見本の取扱いについて

(採択期間における教科書見本の取扱い)

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められないこと（平成30年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（平成30年3月30日付け29文科初第1808号初等中等教育局長通知）を参照のこと。）。

近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求める事のないようくれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成28年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求める許容しているため、これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体的な手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

- このほか、採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。
 - ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
 - ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めるることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求める事のないようにすること。

- ・ 平成 28 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めるることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることがないよう注意すること。
 - ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めるることは差し支えないこと。
- ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めるることは適切ではないこと。
- ・ 教科書見本と併せて又は個別に、内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないが、その際には、資料の名称を問わず、教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにもくれぐれも注意すること。

(採択期間終了後における教科書見本の取扱い)

- 義務教育諸学校用教科書(平成 30 年度に新たに採択したものに限る。)について、各学校における翌年度の授業研究や教材研究等のために、採択期間(本通知の発出の日から、都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限である 9 月 16 日までの期間をいう。以下同じ。)終了後に、教育委員会がその所管する学校の希望を取りまとめた上で、採択した教科書見本の献本について、教科書発行者に任意の協力を求めることは差し支えないこと。ただし、その部数については、当該教育委員会が所管する学校数を上限とすること。

また、採択期間において、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して採択期間終了後に教科書見本を献本するよう求める行為又は教科書見本の献本と教科書採択を関連付ける行為(それとの疑惑を生じさせる行為を含む。)は厳に慎むこと。

- 高等学校用教科書については、各高等学校等に教科書見本が送付されていることから、原則として送付は認められていないが、通信制課程を置く高等学校等の協力校等における翌年度の授業研究や教材研究等の用に供するために、当該高等学校等において使用する教科書の採択権者から個別に教科書見本の献本を求めるることは差し支えないこと。ただし、献本を求める部数については、当該採択権者が教科書採択の権限を有する通信制課程を置く高等学校等の数を上限とすること。

(3) 過当な宣伝活動等への対処について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過当な宣伝活動等を慎

むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

○ このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにはすることもとより、教科書発行者からそういう申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

○ 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

○ 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過当な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

○ 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、平成30年度においては、平成31年度から新たに使用が開始される中学校「特別の教科 道徳」の教科書に関し、教科書協会が教育委員会等を対象として、採択を行う上で参考となるようなDVDを制作・配布することとしているため、必要に応じて適宜活用すること。

このほか、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の

宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。
- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成29年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑惑を感じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
 - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
 - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
 - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261

号) 第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務), 第33条(信用失墜行為の禁止)又は第38条(営利企業への従事等の制限)の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

(6) 文部科学省への情報提供について

- 本通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあっては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公私立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。
- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しておりますが、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果(別添資料参照)を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。
このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行う

ようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。
- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。
調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならぬこととされていること。

- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。
また、平成33年度から新しい中学校学習指導要領が実施される予定であるが、その場合には、平成30年度に新たに採択されることとなる中学校「特別の教科 道徳」の教科書に関しては、無償措置法施行令第15条第2項及び第3項の規定に基づいて、平成31年度及び平成32年度の2年間同一の教科書を採択しなければならないこととなること。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

3. 平成 30 年度の教科書採択における留意事項について

平成 30 年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

(1) 小学校用教科書について

- 平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する小学校用教科書目録（平成 31 年度使用）に登載されている教科書のうちから平成 31 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

- 平成 30 年度においては、中学校「特別の教科 道徳」の教科書について新たに採択を行うこととなるが、それ以外の教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成 29 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

①小学部

- 平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成 31 年度使用）に登載されている教科書のうちから平成 31 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

②中学部

- 平成 30 年度においては、中学校「特別の教科 道徳」の教科書について新たに採択を行うこととなるが、それ以外の教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定により、教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成 29 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第 6 条の規定による採択について

- 上記（1）～（3）にかかわらず、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合には、平成 29 年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができる。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めて差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

平成 30 年度においては、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以

外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録（平成31年度使用）に登載されている教科書のうちから平成31年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

(6) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

平成30年度においては、小学校用教科書、中学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

※ 採択権者等における翌年度の採択事務の準備等の便宜のために、義務教育諸学校用教科書の検定申請の有無について、受理期間終了後に情報提供する予定であるため、予め承知願いたい。

【担当】

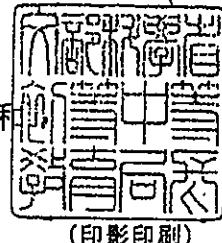
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

写

29文科初第1808号
平成30年3月30日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間主体である教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられていますが、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

近年、採択関係者に対し、検定申請本の内容の開示を伴う不適切な行為や、歳暮の贈答や教材の無償提供といった行為、さらには、従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が、多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかとなりました。

その結果、教科書採択の公正性・透明性に疑惑を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては、非常に遺憾であります。

一連の問題を受けて、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されましたが、如何なるルールも遵守されなければ何の意味もなさないことから、その責務を負う教科書発行者における徹底した取組が不可欠となります。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが求められます。

具体的には、平成30年度は、小学校及び高等学校のほか、中学校の「特別の教科 道徳」について、新たに教科書採択が行われることとなることから、それに際しての宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反ないしは逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体的な措置を確実に講ずること。
- 平成31年度使用教科書の採択が行われる平成30年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該校長）による調査研究に支障が生じないよう、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[義務教育諸学校用教科書]

◇ 小学校「特別の教科 道徳」以外の小学校用教科書見本

- ・ 平成29年度検定において新たなる図書の申請がなかったため、基本的には教科書見本の送付を行うことはできず、採択権者が保管している見本あるいは現行本によって対応されることとなる。
- ・ ただし、紛失・棄損等の理由により各採択権者から希望があった場合には、下記「中学校「特別の教科 道徳」の教科書見本」の取扱いに準じて、その希望部数を送付することができる。

◇ 中学校「特別の教科 道徳」の教科書見本

- | | | |
|----------------------------|---|-----------------|
| ・ 都道府県教育委員会 | : | 15部 |
| ・ 市（特別区を含む。）町村教育委員会 | : | 5部 |
| ・ 採択地区（単独採択地区を含む。） | : | （構成市町村数+4）部（※1） |
| ・ 国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校 | : | 1部 |
| ・ 教科書センター | : | 2部 |

（※1）指定都市の区域内に設定された採択地区については、5部を上限とする。

（※2）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

◇ その他の教科書見本

- ・ 平成30年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、上記「中学校「特別の教科 道徳」の教科書見本」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 平成 29 年度に検定を経た図書の教科書見本 (※2)

- | | | |
|-------------------------------------------------|---|-------------|
| ・都道府県教育委員会 | : | 6 部 |
| ・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会 | : | 原則 1 部 (※3) |
| ・高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） | : | 原則 1 部 (※4) |
| ・教科書センター | : | 1 部 |

(※1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

(※2) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。

(※3) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。

(※4) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に1部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第6条第2項各号に規定する学科ごとに1部を上限とする。

◇ 平成 28 年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 平成 29 年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「平成 29 年度に検定を経た図書の教科書見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・ 平成 29 年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「平成 29 年度に検定を経た図書の教科書見本」の送付先に1部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないよう、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。）。

また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。

- ・ 上記を除き、採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。）へ

の教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。

特に、平成 28 年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑惑を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。

- ・ また、採択関係者以外の者に対して、教科書見本を提供することは特段問題ないものの、第三者を介した教科書採択の勧誘を目的とする採択関係者への教科書見本の献本又は貸与であるとの疑惑を生じさせることのないよう、提供する相手方や部数を必要な範囲に留めるとともに、必要に応じて情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすなど、教科書見本を提供する相手方において適切な情報管理が行われるよう留意すること。
- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
また、例年、教科書見本の管理が煩雑になると指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。
- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日（教科書センターには5月末日）までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問い合わせに適切に対応できるようにすること。
また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 8 条第 2 項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第 3 項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は平成 28 年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体的な手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

(教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて)

- 平成 29 年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属並びに教科書発行者が支払う対価の額等に関する情報を取りまとめた上で、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、教科書見本の送付時期である 4月末日までに送付することとしているため、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあって

は教科書協会を通じて、非加盟の教科書発行者にあっては直接、同時期までに各都道府県教育委員会に送付すること。

- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(採択期間終了後における教科書見本の取扱いについて)

- 義務教育諸学校用教科書（平成30年度に新たに採択したものに限る。）について、自らが教科書採択の権限を有する学校における翌年度の授業研究や教材研究等の用に供するために、採択期間終了後において、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該学校数を上限として、その採択した教科書の教科書見本を当該採択権者に献本することは差し支えないこと。
- 高等学校用教科書については、各高等学校等に教科書見本が送付されていることから、原則として送付は認められないこと。
ただし、通信制課程を置く高等学校において使用する教科書の採択権者から個別に求めがあった場合に、当該高等学校の協力校等における翌年度の授業研究や教材研究等の用に供するために、1部を上限として当該高等学校に送付することは差し支えないこと。

(検定申請本の取扱いについて)

平成30年度においては、小学校用教科書、中学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

- ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものも含む。）には一切用いないこと。
- ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
- ・ 教科書の編著作者及び編集協力者並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容並びに支払いを行う対価の額等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過当な宣伝活動等について)

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過当な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- ・ 採択期間においては、教育委員会等を対象として教科書協会が主催する合同説明会を除き、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてあるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも、自ら行うと第三者をしてあるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表するとともに、事案の内容に応じて、必要な法令上の措置を講ずることとなることに留意すること。

なお、検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係する種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容

審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。

万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

写

29初教科第47号
平成30年3月30日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
梶山正



(印影印刷)

平成31年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成30年3月30日付け29文科初第1807号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03（5253）4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこと。

なお、「平成 31 年度使用小学校用教科書の採択について」(平成 29 年 10 月 13 日事務連絡)により周知したとおり、平成 29 年度検定において新たな図書の申請がなかつたため、基本的には前回の平成 25 年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成 25 年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成 26 年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して 4 月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 26 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

(2) 中学校用教科書の採択について

平成 30 年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行うこと。ただし、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 79 条において準用する第 50 条第 2 項の規定により、「特別の教科 道徳」に代えて宗教を教育課程に編成する私立の中学校については、「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行う必要はないこと。

なお、特別支援学校の中学部における視覚障害者用に、文部科学省著作教科書として新たに制作予定である「特別の教科 道徳」の点字教科書についても採択することが可能であること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録(平成 31 年度使用)」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領(平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(4) 学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について

- ① 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)附則第 9 条の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書(以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。)の採択並びに同条の規定により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において使用する教科書以外の教科用

図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を探択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- (ア) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- (イ) 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。
- (ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- (エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
- (オ) 別途送付している「平成31年度用一般図書一覧」（平成30年3月5日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

なお、分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、平成30年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、平成31年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

（5）ユニバーサルデザインに関する配慮について

各教科書発行者においては、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても留意することが望ましいこと。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(平成30年3月30日付け29文科初第1808号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参考すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 平成30年度においては、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づいて教科書展示会を14日間(法定展示期間)開催すること(「平成30年度における教科書展示会について」(平成30年3月6日付け29初教科第42号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知)参照)。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。
また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握すること。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参考すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた

施設であること。

(2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

(1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

(2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 小学校・中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて

小学校については平成32年度から、中学校については平成33年度から、高等学校については平成34年度から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、平成31年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについての別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
学校種別等区分											
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎
	採択		△		▲	△	△				
	使用開始		○			●	○	○			
中学校	検定	◎			◆	◎	◎				
	採択		△		▲	△	△	△			
	使用開始			○			●	○	○		
高等学校	検定		◎				◎	◎	◎	◎	◎
	採択			△				△	△	△	△
	使用開始	○							○	○	○
主として 低学年用	検定			◎				◎	◎	◎	◎
	採択				△				△	△	△
	使用開始	○								○	○
主として 中学年用	検定			◎				◎	◎	◎	◎
	採択	△			△				△	△	△
	使用開始	○				○					○
主として 高学年用	検定	◎			◎				◎	◎	◎
	採択	△				△				△	△
	使用開始		○					○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

※ 網掛け部分については見込みである。

教科書採択に係る不適切な行為について

1 いわゆる教科書謝礼問題

(1) 発生した事案

- ・ 対価を伴わず、申請本を教職員に閲覧させて意見を聴取した事案
- ・ 申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案
- ・ 上記以外で採択勧誘との疑惑を生じさせる形で金品を支払った事案（歳暮）

(2) 埼玉県内の事案に関わった教科書発行者

- ・ 東京書籍株式会社
- ・ 大日本図書株式会社
- ・ 開隆堂出版株式会社
- ・ 学校図書株式会社
- ・ 株式会社三省堂
- ・ 教育出版株式会社
- ・ 株式会社教育芸術社
- ・ 光村図書出版株式会社
- ・ 数研出版株式会社

2 公正取引委員会の対応

(1) 警告を受けた教科書発行者

- ・ 東京書籍株式会社
- ・ 大日本図書株式会社
- ・ 学校図書株式会社
- ・ 株式会社三省堂
- ・ 教育出版株式会社
- ・ 株式会社教育芸術社
- ・ 光村図書出版株式会社
- ・ 株式会社新興出版社啓林館
- ・ 数研出版株式会社